

3. 雪国特有のバリアに関する課題

歩行空間において雪国特有のバリアが存在

冬期における歩行者空間の確保を図るため、歩行者の多い中心市街地や通学路、福祉施設周辺等における除雪・消融雪施設の整備を実施し、歩行者空間確保に向けた対策を実施しているが、依然として、冬期歩行空間の確保に関する住民ニーズは大きい。

平成12年に施行された交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）の施行に伴い、バリアフリー対策が進められてきているが、雪国では、積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒など、雪国特有のバリア（冬期バリア）が発生するという特有の問題を抱えており、転倒事故も多発している。

このため、雪寒事業においては、このような冬期バリアを解消し、高齢者・身体障害者等を含む全ての人々が安全で快適に利用できる冬期歩行者空間確保に向けた施策に取り組む必要がある。

冬期バリアフリーに関する役割分担の問題

雪国の約30%の市町村において、地域住民・自治体・道路管理者が連携した歩道除雪計画である「雪みち計画」を策定するなどの取り組みも行われているが、住民ニーズに合致した歩道管理を行っていくためには、地域住民と行政との適切な役割分担に基づいた一層の連携の充実が求められている。

バリアフリー（barrier free）

高齢者・障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。公共交通機関のバリアフリー化とは、高齢者・障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにすること。

歩行空間において雪国特有のバリアが存在

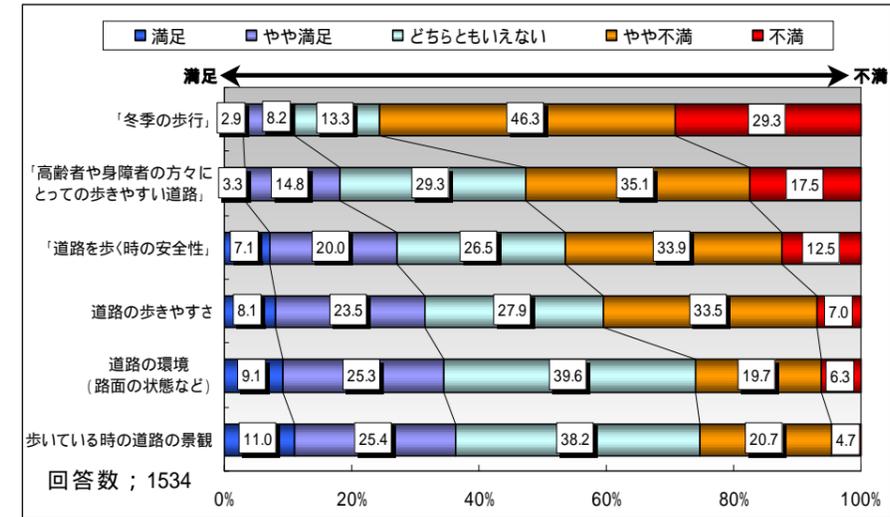


図25 歩行者の項目別満足度 資料：H14年国土交通省

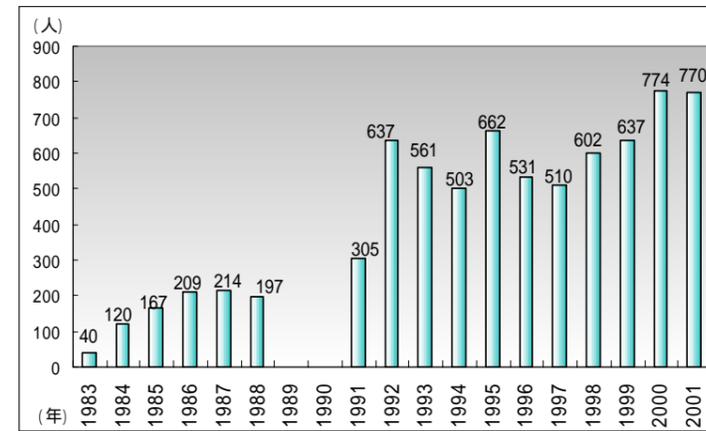


図26 札幌市で救急搬送された転倒事故数 資料：札幌市消防局・札幌市

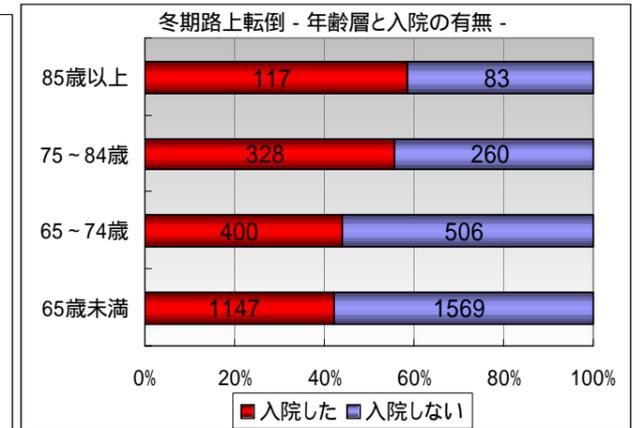


図27 冬期路上転倒（年齢層と入院の有無）
（図26の1996年～2001年の転倒事故に対する調査結果）
資料：（社）北海道開発技術センター

冬期バリアフリーに関する役割分担の問題

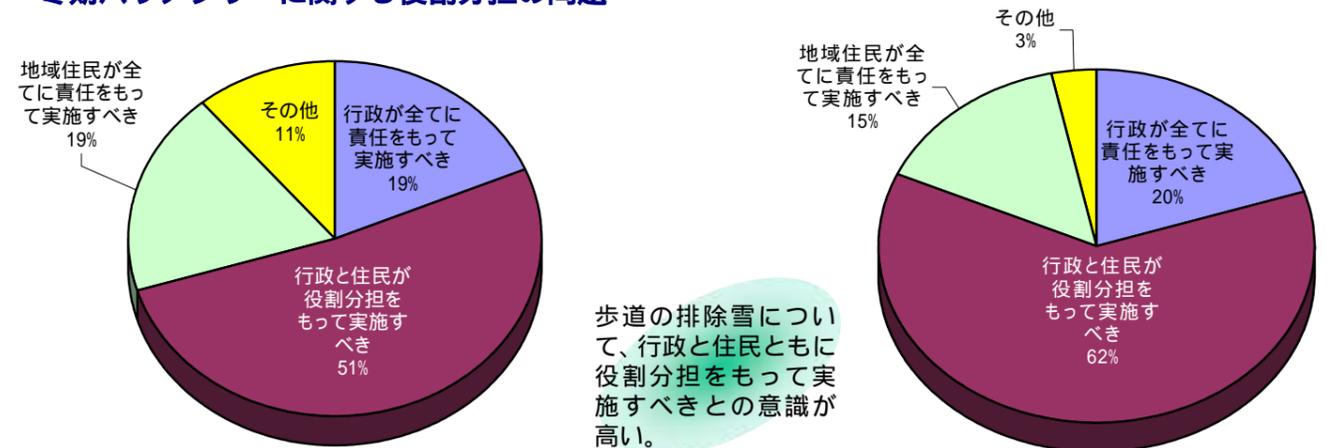


図28 市街地内歩道の除排雪（行政回答）

図29 市街地内歩道の除排雪（市民回答）

資料：H14年第4次長野県雪対策計画

Column

～雪国特有のバリア～

乗降車が困難なバス停

非常に滑りやすい路面（つるつる路面）

歩行が困難な歩道